

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：丸亀市下水道特別会計

事業名	公共下水道、特定環境保全公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和51年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 / 非適用
団体名	丸亀市	職員数（H19. 4. 1現在）	17
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	147円（H17）	公営企業債現在高（百万円）	16,939（H18）
累積欠損金（百万円）	—————	利益剰余金又は積立金（百万円）	16（H18）
不良債務（百万円）	—————	財政力指数	0.68（H18）
資金不足比率（％）	資金不足なし	実質公債費比率（％）	12.0（H18）
		経常収支比率（％）	93.5（H17）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 / 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：丸亀市、綾歌町、飯山町] 合併前1市2町の下水道部門の組織統合を行った。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	丸亀市下水道事業 繰上償還に伴う経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	丸亀市長 新井 哲二
既存計画との関係	集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	丸亀市ホームページ 平成20年3月議会で説明
基本方針	本事業は、現在、「集中改革プラン」に沿って経営健全化計画を推進中ですが、引き続き、本事業の経営効率化・健全化の推進と経営基盤の強化を図るため本計画を策定する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	358	573	907	1,838
	補償金免除額	59	123	137	319
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		194		194
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	178	276	303	757

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	357,849	572,300	891,822	1,821,971
	特定環境保全公共下水道事業		1,012	15,388	16,400
合 計 (A)		357,849	573,312	907,210	1,838,371
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		357,849	573,312	907,210	1,838,371

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業		193,716		193,716
合 計 (A)			193,716		193,716
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			193,716		193,716

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	177,525	275,267	302,937	755,729
	特定環境保全公共下水道事業		452		452
合 計 (A)		177,525	275,719	302,937	756,181
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		177,525	275,719	302,937	756,181

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容		
財務上の特徴	<p>本市下水道事業は、昭和30年に事業着手し、昭和46年から本格的に工事に取りかかり、昭和51年から供用開始するなど50余年の歴史があります。平成18年度末の人口普及率は44.1%、汚水処理費に対する料金回収率は77.1%であります。一方、早くから下水道事業を開始したため一部合流区域（汚水と雨水を同時に整備する）があり、このため下水道区域内の雨水整備をほぼ終えており、これに要した費用及び維持管理費については雨水処理負担金として一般会計から繰入れを受けています。また、汚水整備についても、下水道事業の公共性に鑑み、国の繰入基準に基づき一般会計から繰入れを受けており、さらに、財源不足分についても基準外繰入金を受けています。平成18年度の繰入金は991百万円で、財政厳しい本市の大きな負担となっています。このため、本事業の経営効率化等による繰入金削減が求められています。</p>		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 725 632 781">課 題</td> <td data-bbox="632 725 1455 891">給与水準・定員管理の適正合理化</td> </tr> </table>	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化
	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 891 632 947">課 題</td> <td data-bbox="632 891 1455 1057">維持管理費の節減合理化</td> </tr> </table>	課 題	維持管理費の節減合理化
	課 題	維持管理費の節減合理化	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1057 632 1113">課 題</td> <td data-bbox="632 1057 1455 1223">料金水準の適正化</td> </tr> </table>	課 題	料金水準の適正化
課 題	料金水準の適正化		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1223 632 1279">課 題</td> <td data-bbox="632 1223 1455 1388">資本投下の抑制</td> </tr> </table>	課 題	資本投下の抑制	
課 題	資本投下の抑制		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1388 632 1444">課 題</td> <td data-bbox="632 1388 1455 1563">情報公開の推進と行政評価の導入</td> </tr> </table>	課 題	情報公開の推進と行政評価の導入	
課 題	情報公開の推進と行政評価の導入		
留意事項			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)							
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	2,136	2,243	1,831	1,696	1,802	1,784	1,742	1,714	1,691	1,647	
		(1) 営 業 収 益 (B)	1,780	1,804	1,676	1,545	1,636	1,724	1,684	1,661	1,617	1,594	
		ア 料 金 収 入	943	958	966	944	1,008	1,023	1,034	1,045	1,058	1,082	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	(837)	(846)	(710)	(601)	(628)	(701)	(650)	(616)	(559)	(512)	
		うち雨水負担金	835	845	710	601	628	701	650	616	559	512	
		(2) 営 業 外 収 益	356	439	155	151	166	60	58	53	74	53	
		ア 他 会 計 繰 入 金	292	359	62	76	127	57	55	50	71	50	
	イ そ の 他	64	80	93	75	39	3	3	3	3	3		
	2 総 費 用 (D)	1,462	1,502	1,391	1,314	1,197	1,168	1,064	1,016	988	982		
	(1) 営 業 費 用	671	758	702	675	605	615	607	603	603	603		
	ア 職 員 給 与 費	141	134	132	112	101	101	93	93	93	93		
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	イ そ の 他	530	624	570	563	504	514	514	510	510	510		
(2) 営 業 外 費 用	791	744	689	639	592	553	457	413	385	379			
ア 支 払 利 息	788	736	689	639	592	553	457	413	385	379			
うち雨水分	297	276	252	230	230	182	135	111	93	85			
うち汚水分	434	411	397	369	281	345	298	283	253	276			
うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ そ の 他	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	674	741	440	382	605	616	678	698	703	665			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,608	1,755	1,917	1,929	1,581	2,193	2,022	1,568	873	750	
		(1) 地 方 債	704	731	1,179	1,241	941	1,860	1,688	1,234	564	472	
		(2) 他 会 計 補 助 金	438	434	205	302	236	121	118	122	90	95	
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	398	482	452	303	339	154	206	206	213	177	
		(6) 工 事 負 担 金	42	92	60	33	57	58	10	6	6	6	
		(7) そ の 他	26	16	21	50	8	0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	2,272	2,480	2,372	2,305	2,154	2,693	2,589	2,169	1,521	1,428		
	(1) 建 設 改 良 費	1,268	1,386	1,256	1,013	987	481	527	530	531	531		
	うち職員給与費	52	58	59	54	42	42	38	38	38	38		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,004	1,094	1,116	1,292	1,167	2,211	2,061	1,638	989	896		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	664	725	455	376	573	500	567	601	648	678			

(単位:百万円,%)

区 分	年 度										
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	10	16	15	6	32	116	111	97	55	13	
積 立 金 (K)	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	18	21	38	6	4	31	147	258	355	410	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	28	37	7	12	36	147	258	355	410	397	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	7	5	0	8	5	0	0	0	0	0	
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	21	32	7	4	31	147	258	355	410	
	赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	86.6	86.4	73.0	65.1	76.2	52.8	55.7	64.6	85.5	87.7	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,780	1,804	1,676	1,545	1,636	1,724	1,684	1,661	1,617	1,594	
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 現 在 高	0	0	16	16	16	16	16	16	16	16	
企 業 債 現 在 高	17,516	17,152	17,215	17,164	16,939	16,588	16,215	15,811	15,386	14,962	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	17,516	17,152	17,215	17,164	16,939	16,588	16,215	15,811	15,386	14,962	
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度										
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 支 分	1,127	1,204	772	677	755	758	705	666	630	562	
うち基準内繰入金	922	930	772	676	754	757	704	665	628	560	
うち基準外繰入金	205	274	0	1	1	1	1	1	2	2	
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち赤字補てん的なもの	205	274	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 支 分	438	434	205	302	236	121	118	122	90	95	
うち基準内繰入金	134	152	160	142	132	108	91	90	64	40	
うち基準外繰入金	304	282	45	160	104	13	27	32	26	55	
うち赤字補てん的なもの	304	282	45	160	104	13	27	32	26	55	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	67.5	66.7	65.8	60.0	77.1	77.4	80.1	78.2	83.0	85.3	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	86.6	86.4	73.0	65.1	76.2	52.8	55.7	64.6	85.5	87.7	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	52.8	53.7	42.2	39.9	41.9	42.5	40.5	38.9	37.3	34.1
	うち基準内繰入金	(%)	43.2	41.5	42.2	39.9	41.8	42.4	40.4	38.8	37.1	34.0
	うち基準外繰入金	(%)	9.6	12.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	9.6	12.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	27.2	24.7	10.7	15.7	14.9	5.5	5.8	7.8	10.3	12.7
	うち基準内繰入金	(%)	8.3	8.7	8.3	7.4	8.3	4.9	4.5	5.7	7.3	5.3
	うち基準外繰入金	(%)	18.9	16.1	2.3	8.3	6.6	0.6	1.3	2.0	3.0	7.3
	うち赤字補てん的なもの	(%)	18.9	16.1	2.3	8.3	6.6	0.6	1.3	2.0	3.0	7.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料平均単価 150円/m ³ 、家庭用使用料 3,000円/月を前提に、近隣他市の料金状況、本市の財政状況(赤字補てん的な繰出金の支出見込み)、更に、本市の水道料金も加味しながら決定。前回の改定は平成12年4月。今回、前回より平均改定率 + 8.0%で、平成19年4月から実施中。今後、料金改定による収入見込増 75百万円/年。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金は満額計上。基準外繰入金については、収益的収支分・資本的収支分とも、赤字補てん的なものに限定。なお、基準外繰入金の額を抑えるため、維持管理費や建設改良費の低減に努める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	建設改良は今後とも継続するが、平成19年度から当分の間、年間 530百万円程度に抑える。(財源として、国費 210百万円、地方債 270百万円、受益者負担金 10百万円ほか)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 300 611 1093"> <tr> <td data-bbox="145 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2134 427">集中改革プランに沿って純減中。平成19年4月1日現在、純減数3 進捗率75% 達成見込100%(集中改革プラン 純減数4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 427 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2134 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2134 675">改定給与構造は平成20年4月1日実施の予定。地域手当は無し。別途、本市独自の給料及び手当の削減(給料平均4.5%カット、平成18~20年度の3ヶ年)。また、特殊勤務手当については、月額支給しているものは無い。月額支給以外のものでは、汚物処理手当(汚水のある下水道施設の内部で作業したとき支給)半日500円、日額1,000円と現場作業手当(高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき支給)半日150円、日額300円がある。今後は、本市の財政状況や他市の動向を勘案しながら、手当の存続か廃止を検討。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 675 611 810">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2134 810">該当なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 810 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 810 2134 954">平成18年4月から退職時特別昇給1号の廃止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2134 1093">香川縣市町村職員互助会への会費(1人・1ヶ月当たり)負担金1,000円、掛金500円を平成19年度から共に1,000円に改定。また、丸亀市職員共済会への会費(現状1人・1ヶ月当たり)負担金800円、掛金800円</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プランに沿って純減中。平成19年4月1日現在、純減数3 進捗率75% 達成見込100%(集中改革プラン 純減数4)	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	改定給与構造は平成20年4月1日実施の予定。地域手当は無し。別途、本市独自の給料及び手当の削減(給料平均4.5%カット、平成18~20年度の3ヶ年)。また、特殊勤務手当については、月額支給しているものは無い。月額支給以外のものでは、汚物処理手当(汚水のある下水道施設の内部で作業したとき支給)半日500円、日額1,000円と現場作業手当(高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき支給)半日150円、日額300円がある。今後は、本市の財政状況や他市の動向を勘案しながら、手当の存続か廃止を検討。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当なし	退職時特昇等退職手当のあり方	平成18年4月から退職時特別昇給1号の廃止	福利厚生事業のあり方	香川縣市町村職員互助会への会費(1人・1ヶ月当たり)負担金1,000円、掛金500円を平成19年度から共に1,000円に改定。また、丸亀市職員共済会への会費(現状1人・1ヶ月当たり)負担金800円、掛金800円	課題
地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プランに沿って純減中。平成19年4月1日現在、純減数3 進捗率75% 達成見込100%(集中改革プラン 純減数4)												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	改定給与構造は平成20年4月1日実施の予定。地域手当は無し。別途、本市独自の給料及び手当の削減(給料平均4.5%カット、平成18~20年度の3ヶ年)。また、特殊勤務手当については、月額支給しているものは無い。月額支給以外のものでは、汚物処理手当(汚水のある下水道施設の内部で作業したとき支給)半日500円、日額1,000円と現場作業手当(高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき支給)半日150円、日額300円がある。今後は、本市の財政状況や他市の動向を勘案しながら、手当の存続か廃止を検討。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当なし												
退職時特昇等退職手当のあり方	平成18年4月から退職時特別昇給1号の廃止												
福利厚生事業のあり方	香川縣市町村職員互助会への会費(1人・1ヶ月当たり)負担金1,000円、掛金500円を平成19年度から共に1,000円に改定。また、丸亀市職員共済会への会費(現状1人・1ヶ月当たり)負担金800円、掛金800円												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1201 611 1476"> <tr> <td data-bbox="145 1201 611 1345">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1201 2134 1345">平成18年度から処理場・ポンプ場の維持管理委託について、委託範囲及び委託期間を見直し、包括的民間委託契約(運転管理だけでなく薬品・消耗品等の物品購入、小規模修繕も含む。3ヶ年契約)とする。改善額26百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1345 611 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="611 1345 2134 1476"></td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	平成18年度から処理場・ポンプ場の維持管理委託について、委託範囲及び委託期間を見直し、包括的民間委託契約(運転管理だけでなく薬品・消耗品等の物品購入、小規模修繕も含む。3ヶ年契約)とする。改善額26百万円	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		課題								
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	平成18年度から処理場・ポンプ場の維持管理委託について、委託範囲及び委託期間を見直し、包括的民間委託契約(運転管理だけでなく薬品・消耗品等の物品購入、小規模修繕も含む。3ヶ年契約)とする。改善額26百万円												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用													

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	課題 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 平成18年度に、国の「下水道事業における使用料適正化」の数値を目標に、県内他市の状況、及び本市水道料金も考慮しながら平均+8.0%の料金改定を決定し、平成19年4月から実施中(改善額 75百万円)。
4 資本投下の抑制	課題 整備計画期間の延伸 費用対効果を考慮
整備計画期間の延伸	整備計画期間を延伸し、単年度事業費を低減する。(平成19年度から当分の間、年間 530百万円程度に抑える。)
費用対効果を考慮	単年度事業費を低減するとともに、実施箇所についても費用対効果(整備後の使用料収入の増額)の観点から、人口密度の高い区域を選定基準とする。
5 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入
経営健全化や財務状況に関する情報公開	平成18年4月から「集中改革プラン」の中で下水道事業についても丸亀市ホームページ・広報誌で公開。また、進行管理については丸亀市行財政対策特別委員会で報告。
行政評価の導入	平成18年度から外部有識者による外部監査を実施しており、行政評価を受けている。
6 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年3月の市町合併に伴い4名の減、平成18年4月の内部組織統合で3名の減、集中改革プランの計画期間中にもう1名減の予定。また、国の給与構造への適用も平成20年4月からの予定。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成19年度+8.0%（収入見込増 75百万円）の使用料改定により料金の適正化を図る。また、供用開始区域の拡大及び水洗化率の向上（普及啓発、水洗化改造資金の利子補給等）により有収水量の増加を図り、料金収入の増額を行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出金については、収益的収支分・資本的収支分とも、赤字補てんのなものに限るものとする。また、その金額については極力抑制するため、維持管理費については経費の低減に努め、建設改良費については事業期間を延伸するなど単年度事業費を低減するとともに費用対効果の高いものを優先的に実施する。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	44,535	47,202	48,796	49,592	50,275		50,620	51,200	51,620	52,270	53,190	
	A 増減	1,559	2,667	1,594	796	683	7,299	345	580	420	850	920	2,915
	水洗便所設置済人口(人)	39,040	41,793	42,810	43,691	44,409		45,052	45,824	46,458	47,304	48,403	
	B 増減	1,274	2,753	1,017	881	718	6,643	643	772	634	846	1,099	3,994
	水洗化率(%)	87.7	88.5	87.7	88.1	88.3		89	90	90	91	91	
	C 増減	0.1	0.8	0.8	0.4	0.2	0	1	1	1	1	1	3
	有収水量(m ³)	6,308,256	6,379,177	6,473,591	6,605,047	6,696,120		6,426,400	6,503,600	6,567,000	6,651,600	6,761,500	
	D 増減	104,657	70,921	94,414	131,456	91,073	492,521	289,720	77,200	83,400	84,600	109,900	65,380
	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	150	150	149	143	151		159	159	159	159	160	
	E 増減	1	0	1	6	8	2	8	0	0	0	1	9
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)								+8.0					
F 増減													
収納率(%)	94.6	94.9	95.3	92.1	94.6		95.0	95.0	95.0	95.0	95.0		
G 増減	0.1	0.3	0.4	3.2	2.5	0.1	0.4	0	0	0	0	0	
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	74,161	75,161	69,844	77,277	96,217		101,412	105,250	103,813	101,063	99,625	
	職員数(人)	876	1,000	5,317	7,433	18,940	22,932	5,195	3,838	1,437	2,750	1,438	3,408
	I 増減	24	24	24	20	17	7	17	16	16	16	16	1
	管理運営費(千円)	2,465,775	2,595,865	2,506,102	2,605,874	2,362,812		2,169,000	2,098,000	2,102,000	1,977,000	1,878,000	
	J 増減	33,643	130,090	89,763	99,772	243,062	69,320	193,812	71,000	4,000	125,000	99,000	484,812
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	55	55	51	53	47	9.0	43	41	41	38	35	12
	K 増減	-1	0	4	2	6	4	2	0	3	3	3	7
	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	226	231	226	238	195		206	199	204	192	188	
	L 増減	2	5	5	12	43	33	11	7	5	12	4	7
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	72	73	74	69	64		66	64	63	63	62	2
M 増減	3	1	1	5	5	11	2	2	1	0	1	2	
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	67.5	66.7	65.8	60.0	77.1		77.4	80.1	78.2	83.0	85.3		
累積欠損金比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
企業債現在高(百万円)	17,516	17,152	17,215	17,164	16,939		16,588	16,215	15,811	15,386	14,962		
増減	306	364	63	51	225		351	373	404	425	424		
収入の確保	使用料収入	943	958	966	944	注 948(1,008)		1,023	1,034	1,045	1,058	1,082	
	改善額	11	32	17	18	22	129	75	86	97	110	134	502
	有収水量の増加	11	32	17	18	22	129		11	22	35	59	127
	使用料の適正化							75	75	75	75	75	375
	収納率の向上												
その他()													
経営の効率化	管理運営費	2,466	2,596	2,506	2,606	2,363		2,169	2,098	2,102	1,977	1,878	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	193	192	191	166	143		143	131	131	131	131	
	改善額	7	8	9	34	83	141	12	12	12	12	12	48
	職員給与と費の適正化	7	8	9	34	57	115	12	12	12	12	12	48
	維持管理費(上記以外)の適正化					26	26						
	うち職員給与と費中の退職手当	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	その他()												
改善額													
計画前5年間改善額 合計							270	改善額 合計					550

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m²当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保、その他」の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化、その他」の例：建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

注 …平成18年度使用料収入(1,008百万円)は、平成19年度からの使用料収入算定期間の変更に対応するため、従来の算定期間に加え、これまで翌年度収入としていた平成18年度3月分の一部(60百万円)も計上しているため、今回の計画年度との改善額の比較数値としては60百万円を差し引いた948百万円とする。

(参考) 補償金免除額 319

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

平成19年度より料金改定実施(平均改定率+8.0%、改善額75百万円)

民間委託の取組状況

平成18年度より処理場・ポンプ場維持管理の包括的民間委託契約の実施(改善額26百万円)

その他に記載された項目に関する取組等

職員給与については、これまでも集中改革プランに沿って人数減による人件費削減を行っており、平成20年度からは国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造で、また、地域手当も無しで実施予定。